募集株式の特定引受人に関する通知公告

当社が、平成二十七年五月二十八日に募集事項を決定いたしました募集株式の発行につき、左記のとおり特定引受人が生じますので公告します。

記

一、特定引受人の氏名又は名称及び住所　エクリプス日高株式会社　北海道日高郡新ひだか町静内吉野町三丁目一番一号

一、特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数

三千五百七十九万六千個

一、右記の募集株式に係る議決権の数

三千五百七十九万六千個

一、募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数

四千万個

一、特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、平成二十七年五月二十八日、特定引受人との間の総数引受契約の締結について出席取締役全員異議無く承認可決しました。

その理由は左記のとおりです。

当社は、収益力に比して過大な債務を抱えており、このままでは事業を継続することが困難であることから、特定引受人と協議の上、事業再生計画を策定し、株式会社地域経済活性化支援機構に対し再生支援を申し込みました。今後、当社は、金融機関からの金融支援を受けるとともに、特定引受人の協力を得て上記事業再生計画を遂行する所存ですが、事業再生計画遂行のための施策を可能とするためには、特定引受人からの資金支援が不可欠であり、その一環として、特定引受人との間で本件増資に係る総数引受契約を締結することといたしました。

一、特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する監査役の意見

右記記載の平成二十七年五月二十八日付取締役会において、当社監査役は、特定引受人との間の総数引受契約の締結について全員異議無く相当であるとの意見を陳述しました。

平成二十七年六月十日

静岡県島田市金谷東二丁目一一二番地の二

大井川鐵道株式会社

代表取締役　伊藤　秀生

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月十日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目四番一〇号

株式会社みらい経営

代表取締役　磯部　悟

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月十日

大阪市中央区安堂寺町二丁目三番五号

株式会社バリューズ

代表取締役　山本　一誠

訂正公告

平成二十七年五月二十九日（号外第一二二号）掲載の第十五期決算公告中、代表取締役社長「堀之内朝広」とあるは「米川健彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月十日

京都市南区吉祥院中島町二九番地

株式会社ウンナナクール

代表取締役社長　米川　健彦

正誤

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）内閣府告示第四十九号（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等）

（原稿誤り）

六四八ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
16,130	160×加算率
9,670	90×加算率
6,910	60×加算率
5,370	50×加算率
4,030	40×加算率
3,220	30×加算率
2,680	20×加算率
2,300	20×加算率
2,010	20×加算率
1,790	10×加算率
1,610	10×加算率
1,340	10×加算率

六五〇ページ表中チーム保育加配加算の欄は次のとおりの誤り。

チーム保育加配加算 ※加配１人当たり単価	
処遇改善等加算	
26,580×加配人数	260×加算率×加配人数
15,950×加配人数	150×加算率×加配人数
11,390×加配人数	110×加算率×加配人数
8,860×加配人数	80×加算率×加配人数
6,640×加配人数	60×加算率×加配人数
5,310×加配人数	50×加算率×加配人数
4,430×加配人数	40×加算率×加配人数
3,790×加配人数	30×加算率×加配人数
3,320×加配人数	30×加算率×加配人数
2,950×加配人数	20×加算率×加配人数
2,650×加配人数	20×加算率×加配人数
2,210×加配人数	20×加算率×加配人数
1,890×加配人数	10×加算率×加配人数
1,660×加配人数	10×加算率×加配人数
1,470×加配人数	10×加算率×加配人数
1,320×加配人数	10×加算率×加配人数
1,200×加配人数	10×加算率×加配人数

六五二ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
15,540	150×加算率
9,320	90×加算率
6,660	60×加算率
5,180	50×加算率
3,880	30×加算率
3,100	30×加算率
2,590	20×加算率
2,220	20×加算率
1,940	10×加算率
1,720	10×加算率
1,550	10×加算率
1,290	10×加算率
1,110	10×加算率
970	9×加算率
860	8×加算率
770	7×加算率
700	7×加算率
1,150	10×加算率
1,000	10×加算率
890	8×加算率
800	8×加算率
730	7×加算率

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十日付第一三〇号六四ページ●同日付政府調達第一〇七号三二ページ●四月九日付参会第一二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）